平成２２年（フ）第６１５号
熊本県天草市河浦町久留95番地、住民票上の住所福岡県筑後市大字蔵数518番地２スカイコーポ大谷205号
破産者　石田　公和
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３１６１号
札幌市東区北26条東14丁目１番41―405号
破産者　谷内　洋二
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４９号
神奈川県厚木市戸室４丁目19番７号　コーポ早美103、旧住所神奈川県厚木市中依知２番地７
破産者　新居　義貴
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６５０号
神奈川県厚木市戸室４丁目19番７号　コーポ早美103、旧住所神奈川県厚木市中依知２番地７
破産者　新居　真貴
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８３５号
神奈川県南足柄市和田河原431、住民票上の住所神奈川県足柄上郡開成町吉田島4462番地１
破産者　山本　清二
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９７０号
神奈川県厚木市三田南２丁目20番10号
破産者　大場　宏一
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３５７号
愛知県豊川市平尾町井ノ間90番地　平尾住宅Ａ棟202号
破産者　桑島クニ子
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第６５９号
和歌山市松江東２丁目４番６号
破産者　梅田日出夫
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６９９号
和歌山県有田市新堂148番地１　シャーメゾン新堂Ⅲ207号、開始決定時の住所和歌山県有田市箕島1224番地12
破産者　井口　　徹
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７０５号
和歌山市太田160番地　秋月マンション13号
破産者　水谷都茂子
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７１３号
和歌山市大谷229番地の８
破産者　川崎工業こと　東　　智司
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７２０号
和歌山市園部366番地の１　社会福祉法人紀伊松風苑救護施設かつらぎ園
破産者　濵﨑　正高
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第８６７号
熊本市尾ノ上３丁目15番２―402号
破産者　大谷　秀明
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１２２号
熊本市富合町榎津277番地４
破産者　紫垣　明人
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６２号
熊本県人吉市瓦屋町1638番地５
破産者　松本　昭夫
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２０年（フ）第１２６号
大分県宇佐市安心院町木裳415番地、開始決定時の住所大分県宇佐市大字南宇佐1618番地の１
破産者　靏田　政吉
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１０号
大分県宇佐市大字畑田1257番地の１
破産者　大森　政彦
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結

平成２０年（フ）第２４７号
盛岡市川目町23番１号
破産者　三陽印刷株式会社
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４５１号
岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第21地割45番地１
破産者　有限会社田名部建設
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部